

弘前市と北海道科学大学の連携に関する協定書

弘前市（以下「甲」という。）と北海道科学大学（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、資源及び研究成果等の交流を促進し、雪氷分野で連携し、協力するため協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が雪氷分野、特に融雪、利雪の分野において相互に連携・協力し、乙が持つ雪氷工学における研究成果等を、甲の雪対策等に生かし、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 両者は、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 甲の雪対策に関すること
- (2) 雪氷分野の学術研究に関すること
- (3) 積雪寒冷地における再生可能エネルギーの利用に関すること
- (4) 人材育成及び知識・技術の普及に関すること
- (5) その他必要と認める事項

（協議事項）

第3条 協力の形式、協力による成果の利用条件等については、両者間でその都度協議するものとする。また、この協定に関して疑義を生じた事項については、両者協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日から1年間とする。

ただし、甲及び乙から別段の申し出がない場合は、1年毎に自動更新する。

本協定の締結の証として、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年 4月 1日

（甲）弘前市

市長 櫻田



（乙）北海道科学大学

学長 川上

